

第 1 審議会の結論

公立大学法人名古屋市立大学（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる保有個人情報のうち、処分変更により消去された部分は、既に消去されているため判断する必要はなく、処分変更により消去された部分を除く保有個人情報を非消去とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成23年 6月24日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、異議申立人が同年 5月13日に取得したカルテに記載の面談内容に関する個人情報のうち、次に掲げる個人情報（以下「本件対象情報」という。）の消去請求（以下「本件消去請求」という。）を行った。
 - (1) 平成22年10月29日の名古屋市立大学医学部附属病院管理部医事課職員（以下「医事課職員」という。）との面談内容（同年11月16日追記。以下「本件対象情報①」という。）
 - (2) 同年11月17日の名古屋市立大学医学部附属病院管理部医事課主査（以下「医事課主査」という。）との電話相談内容（以下「本件対象情報②」という。）
 - (3) 同月18日の医事課主査との電話相談内容（以下「本件対象情報③」という。）
 - (4) 同月19日の医事課主査との面談内容（以下「本件対象情報④」という。）
 - (5) 同月26日の医事課主査との面談内容（以下「本件対象情報⑤」という。）
 - (6) 同年12月 1日の医事課職員との電話相談内容（以下「本件対象情報⑥」という。）
 - (7) 同月 3日の医事課主査との面談内容（以下「本件対象情報⑦」という。）
 - (8) 同日に名古屋市立大学医学部附属病院医療・福祉地域連携室（以下「医療・福祉地域連携室」という。）が記載した問題点（以下「本件対象情報⑧」という。）
 - (9) 同月14日の名古屋市立大学医学部附属病院長（以下「病院長」という。）ミーティングの協議内容（以下「本件情報対象⑨」という。）
 - (10) 同月20日の外来サマリーの記載の一部（以下「本件対象情報⑩」という。）
 - (11) 平成23年 1月11日の医事課職員との電話相談内容（以下「本件対象情報⑪」という。）

2 同年 7月25日、実施機関は、本件消去請求に対して、以下の理由により、非消去決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

条例第 7条の規定に違反して、本件対象情報を保有しているとは認められない。

(1) 個人情報を取り扱う事務の目的が明確であること

実施機関は、条例第 6条に基づき、診療録事務について個人情報を取り扱う事務として名古屋市長に届け出ることにより、外来診療の記録を目的として保有個人情報を取り扱う事務を処理している。

(2) 事務の目的を達成するために必要な範囲内で保有すること

外来カルテの保有は、外来診療の記録を目的としている。本件対象情報をカルテに残すことは、患者との対応の経過を診療情報として記録に残し、当該患者に関係する医療従事者が当該患者の診療に関する目的・情報を共有するために必要なことであり、当該目的を達成するための一つの手段である。また、電子カルテを活用した情報共有は、チーム医療を実践する上で、極めて重要な要素となっている。

よって、本件対象情報の保有は、当該目的を達成するために必要な範囲内であるといえる。

3 同年 9月 9日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 医療ソーシャルワーカーは医療従事者ではない。医療・福祉地域連携室が記載する事柄は、全て消去すべきである。福祉に関することは、区の福祉事務所に、医療に関しては、保健所に対応してもらう。

(2) 本件対象情報には、事実と異なったことが記載されている。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 診療情報提供書は、患者の疾病に関する内容を含むものであり、条例第 6 条第 1 項に基づき、実施機関が名古屋市長に届け出ている保有個人情報の記録項目のうち、「健康状態」に関する個人情報に含めて考えることが可能である。

したがって、本件対象情報は、電子カルテにおいて保有する必要がある、本件対象情報の保有は、条例第 7 条に規定する当該目的を達成するために必要な範囲内である。

- 2 医療ソーシャルワーカーによる記載内容は、異議申立人からの診療情報提供書に関する申立てやそれに対する病院側の説明である。これらは、他の医療機関の紹介及び他の医療機関との連絡調整に関する事項であり、診療情報提供書に関する相談支援として、医療ソーシャルワーカーの受診・受療援助に関する業務であると認められる。

また、医療ソーシャルワーカーが、名古屋市立大学病院情報システム（以下「病院情報システム」という。）上、各診療科における診療録のほか看護記録等を含んだ、患者ごとに編成された統合的な電子カルテに、担当業務に関する事項について記載する権限を有することは、チーム医療を提供する観点からも有益であり、妥当である。

以上のことから、医療ソーシャルワーカーは電子カルテの記載権限を有しているので、医療ソーシャルワーカーが記載した部分は全て消去すべきであるという異議申立人の指摘は当てはまらない。

- 3 本件対象情報については、客観的に事実を記載し、併せて、実施機関の判断を記載したものである。異議申立人が事実と異なっていると主張する部分については、実施機関と異議申立人の認識や見解の相違と考える。

第 5 審議会の判断

- 1 争点

本件対象情報の保有が、条例第 7 条に違反するか否かが争点となっている。

- 2 条例の趣旨

条例の目的は、第 1 条に規定しているように市民の基本的な人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、

このような目的を達成するために、条例第41条第1項は、実施機関から開示を受けた保有個人情報、事務の目的を達成するために必要な範囲を超えて保有されているとき、適法に取得されたものでないとき、条例第11条の規定に違反して事務の目的以外の目的で利用又は提供されているときに、本人がその消去並びに利用の停止及び提供の停止を請求することができる権利を保障したものである。

3 本件消去請求に至る経緯について

当審議会の調査によると、本件消去請求に至る経緯について、次の事実が認められる。

(1) 平成23年4月22日、異議申立人は、病院長に対し、名古屋市立大学病院診療情報提供要綱（平成13年7月1日病院長決裁）第6第2項に基づき、本件対象情報の提供の申込みを行った。

(2) 同年5月13日、病院長は、本件対象情報を異議申立人に提供した。

4 本件消去決定に係る処分変更について

(1) 平成23年11月1日、実施機関は、「個人情報非消去決定の変更について（通知）」により、本件処分のうち、本件対象情報②、本件対象情報④、本件対象情報⑤、本件対象情報⑥及び本件対象情報⑦の各一部並びに本件対象情報⑧、本件対象情報⑨、本件対象情報⑩及び本件対象情報⑪を非消去とした決定を取り消し、当該取消しに係る部分を消去する旨を異議申立人に通知した。

(2) 同月29日、実施機関は、「個人情報非消去決定の変更について（通知）」により、本件処分のうち、本件対象情報②（同月1日の処分変更で消去された部分を除く。）の一部、本件対象情報③、本件対象情報⑤（同日の処分変更で消去された部分を除く。）の一部、本件対象情報⑥（同日の処分変更で消去された部分を除く。）及び本件対象情報⑦（同日の処分変更で消去された部分を除く。）を非消去とした決定を取り消し、当該取消しに係る部分を消去する旨を異議申立人に通知した。

5 本件異議申立ての利益について

(1) 上記4で述べた処分変更により、本件対象情報③及び本件対象情報⑥から本件対象情報⑪までは、全部消去されたことから、当該情報の取消しを求める本件異議申立ての利益はなくなったものと認められる。

また、本件対象情報②、本件対象情報④及び本件対象情報⑤は、当該情報の一部の記載が消去されたことから、当該部分の取消しを求める本件異議申立ての利益はなくなったものと認められる。

- (2) したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件対象情報①並びに上記 4で述べた処分変更により消去された部分を除く本件対象情報②（以下「処分変更後の本件対象情報②」という。）、本件対象情報④（以下「処分変更後の本件対象情報④」という。）及び本件対象情報⑤（以下「処分変更後の本件対象情報⑤」という。）が条例第 7条に違反するか否かである。

6 本件消去請求について

当審議会は、本件対象情報①、処分変更後の本件対象情報②、処分変更後の本件対象情報④及び処分変更後の本件対象情報⑤（以下これらを「処分変更後の本件対象情報」という。）の保有に関し、診療録事務に必要な範囲内か否かについて、次のように判断する。

- (1) 医療ソーシャルワーカーが電子カルテの記載権限を有することについて

ア 名古屋市立大学医学部附属病院（以下「名古屋市立大学病院」という。）の医療ソーシャルワーカーは、社会福祉士の資格を有しており、社会福祉士は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第 2条の規定により、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者とされている。

イ 実施機関が、医事課職員である医療ソーシャルワーカーに、社会福祉士の資格を要件としているのは、医師その他の保健医療サービスを提供する者と連絡調整を行い、相談援助を行う福祉専門職として、療養中の患者の心理的・社会的問題の解決や調整援助、退院援助、社会復帰援助、受診・受療援助、経済的問題の解決等の業務を担当することにより、医療行為に付随、関連する福祉的なサービスを提供することによって、より質の高い医療の提供に資することを目的としていると考えられる。

ウ したがって、医療ソーシャルワーカーは、医療行為を行うことができる者ではないとしても、病院情報システム上、各診療科における診療録

のほか看護記録等を含んだ、患者ごとに編成された統合的な電子カルテに、担当業務に関する事項について記載する権限を有することは、チーム医療を提供する観点からも有益であり、妥当であると認められる。

(2) 診療録事務における保有個人情報の記録項目について

ア 実施機関は、条例第 6条に基づき、診療録事務のために、電子カルテで保有する個人情報の記録項目を届け出ており、他の医療機関の紹介及び他の医療機関との連絡調整に関する情報は、当該届出における保有個人情報の記録項目のうち、「健康状態」に該当すると主張するので、この点について判断する。

イ 条例第 6条に基づく個人情報取扱事務の届出については、名古屋市市民経済局長決裁により、個人情報保護事務取扱要綱（平成17年 4月 1日施行。以下「要綱」という。）が定められており、要綱別表において、保有個人情報の記録項目の内容が例示されている。

このうち、「健康状態」の内容例として、健康診断結果、血液型、傷病名・原因、治療の内容、通院医療機関が挙げられているが、他の医療機関への紹介などの受診・受療援助業務に関する情報は、通院医療機関に関する情報に含まれ、保有個人情報の記録項目のうち「健康状態」に関するものであると認められる。

(3) 処分変更後の本件対象情報の性格及び電子カルテにおいて保有する必要性について

処分変更後の本件対象情報が、医療ソーシャルワーカーの行う受診・受療援助業務に関するものであり、診療録事務の目的の範囲内として、電子カルテにおいて保有する必要があるか否かについて、順次、検討する。

ア 本件対象情報①について

(ア) 本件対象情報①は、平成22年11月16日追記として、同年10月29日に、名古屋市立大学病院〇〇科医師（以下「〇〇科医師」という。）から通院可能な他の医療機関の〇〇科の紹介の依頼を受けて、医事課職員が異議申立人と面談した記録のほか、異議申立人が希望する医療機関名及び医事課職員が面談の結果を外来看護師に伝えたことが記載されている。

(イ) したがって、本件対象情報①は、医療ソーシャルワーカーである医事課職員が、患者である異議申立人に診療情報提供書について行った

相談支援としての受診・受療援助業務に関するものであり、目的の範囲内であると認められる。

(ウ) また、本件対象情報①は、名古屋市立大学病院〇〇科との連携に係るものであり、チーム医療を提供する観点からも、情報共有の必要性が高いと認められる。

(エ) したがって、本件対象情報①は、カルテにおいて保有する必要性があると認められる。

イ 処分変更後の本件対象情報②について

(ア) 処分変更後の本件対象情報②は、平成22年11月17日の異議申立人に係る電話での相談記録である。具体的には、他の医療機関に行く気がないと異議申立人からの申出に対して、医療ソーシャルワーカーが今後の治療方法の提案を行ったことが記載されている。

(イ) したがって、処分変更後の本件対象情報②は、医療ソーシャルワーカーである医事課主査が、患者である異議申立人に診療情報提供書に端を発して行った相談支援としての受診・受療援助業務に関するものであり、目的の範囲内であると認められる。

(ウ) また、処分変更後の本件対象情報②は、〇〇科医師にとって、今後の治療方針の参考となる情報であり、チーム医療を提供する観点からも、情報共有の必要性が高いと認められる。

(エ) したがって、処分変更後の本件対象情報②は、カルテにおいて保有する必要性があると認められる。

ウ 処分変更後の本件対象情報④について

(ア) 処分変更後の本件対象情報④は、平成22年11月19日の異議申立人との面談記録である。具体的には、診療情報提供書についての異議申立人の訴えに対する名古屋市立大学病院の対応及び医療ソーシャルワーカーが今後の治療方法の提案を行ったことが記載されている。

(イ) したがって、処分変更後の本件対象情報④は、医療ソーシャルワーカーである医事課主査が、患者である異議申立人に診療情報提供書に

端を発して行った相談支援としての受診・受療援助業務に関するものであり、目的の範囲内であると認められる。

(ウ) また、処分変更後の本件対象情報④は、〇〇科医師にとって、今後の治療方針の参考となる情報であり、チーム医療を提供する観点からも、情報共有の必要性が高いと認められる。

(エ) したがって、処分変更後の本件対象情報④は、カルテにおいて保有する必要性があると認められる。

エ 処分変更後の本件対象情報⑤について

(ア) 処分変更後の本件対象情報⑤は、平成22年11月26日の異議申立人との面談記録である。具体的には、医療ソーシャルワーカーの今後の治療方法の提案に対して、異議申立人が提案を拒否したことが記載されている。

(イ) したがって、処分変更後の本件対象情報⑤は、医療ソーシャルワーカーである医事課主査が、患者である異議申立人に診療情報提供書に端を発して行った相談支援としての受診・受療援助業務に関するものであり、目的の範囲内であると認められる。

(ウ) また、処分変更後の本件対象情報⑤には、異議申立人が他の医療機関への紹介を不要とし、名古屋市立大学病院に通院もしないとの意思表示をした旨の記載があり、チーム医療を提供する観点からも、情報共有の必要性が高いと認められる。

(エ) したがって、処分変更後の本件対象情報⑤は、カルテにおいて保有する必要性があると認められる。

(4) 以上のことから、処分変更後の本件対象情報は、条例第7条の規定に違反して保有されていると認められない。

7 上記のことから、「第1 審議会の結論」のように判断する。

第6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
-------	---------

平成23年 9月13日	諮問書の受理
9月28日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
11月 1日	実施機関が本件処分を変更
11月 1日	実施機関の弁明意見書を受理
11月 4日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳 述申出書を提出するよう通知
11月 4日	異議申立人の意見陳述申出書を受理
11月29日	実施機関が本件処分を変更
平成24年1月11日 (第 162回審議会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
2月 8日 (第 163回審議会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
3月21日 (第 164回審議会)	調査審議
4月23日 (第 165回審議会)	調査審議
5月 1日	答申